



令和 2 年 地方分権改革に関する提案募集への対応について

令和 2 年 10 月 29 日
本 部 事 務 局

関西広域連合から行った提案のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された 2 項目について、所管府省の第 2 次回答（所管府省の第 1 次回答に対する提案団体の意見を踏まえたもの）が示されました。

1 所管府省の第 2 次回答の結果

所管府省との調整対象である 2 項目について、広域連合が提出した意見を踏まえた第 2 次回答においては、2 項目ともに「対応不可」とされました。

回答結果	項目数	提案項目
対 応 不 可	2	専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲
		地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

2 所管府省の回答及び関西広域連合の見解（概要）

① 専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲

提案内容	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。 そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組みをつくることを求める。
府省 1 次 回答	○ 国による一元的な審査を行うことが、大学の質保証等にとって重要であり、修学する学生の利益保護にも繋がることから、権限を移譲することは馴染まない。 ○ 提案している「大学設置・学校法人審議会に意見を述べるができる枠組み」については、設置予定地等の地方公共団体に対し意見聴取を行っており、場合によっては関西広域連合が意見を述べることも可能である。 ○ 文部科学省が主催する大学設置等に関する事務担当者説明会等の機会を設けており、引き続き専門学校設置法人に対し、丁寧に対応していきたい。
広域連合見解	○ 関西広域連合においても大学設置・学校法人審議会等の体制を整えれば、公平な審査は可能であり、まずは設置認可申請の受理・事前審査を行い、意見を述べる事ができる枠組みを求めたものである。 ○ 関西の経済圏等は府県域を越えており、圏域単位での対応が不可欠であり、現在の意見聴取方式では不十分であることから、広域行政の責任主体である広域連合として、積極的に大学設置・学校法人審議会において意見を申し上げたいと考えており、今回の提案は、そのための仕組み作りについて申し上げている。 ○ 関西広域連合に移譲がなされた場合には、府県等と密接な連携を行っていることから、設置申請法人に対してもより丁寧な対応が行え、設置促進が見込まれる。
府省 2 次 回答	○ 我が国の大学が国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい「質」を有していることについて、国が責任を持つことが必要である。 ○ 設置認可制度は、高度の専門的な知識等に基づく判断が求められるとともに、地域によって異なった運用がなされることのないよう厳正・公平な審査を行うことが重要であることから、「認可等に係る権限の移譲」は困難である。 ○ また、「設置認可申請の受理」については、申請が関西広域連合を経由することに伴い審査期間が長期化することが見込まれ、申請者の不利益ともなることから、取り扱いの変更は困難である。 ○ なお、現行制度においても、設置構想審査に係る面接審査において、関西広域連合より大学設置・学校法人審議会に対して意見を述べることは可能であり、当該面接審査に特別地方公共団体も参加することができる旨を設置構想審査に係る資料の作成要領に明記することは可能である。

② 地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

提案内容	<p>関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。</p>
府省1次回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等交付事務の法定受託先は都道府県に限定しているため、広域連合は法定受託先にはあたらない。 ○ 想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」では、全国的な視点から対象プログラムを選定し、審査等や補助金交付の業務は国において行う必要があるため、関西広域連合に移譲することはできない。 ○ 提案の趣旨を踏まえ、今後の選定プロセスにおいて行う面接審査の際に、申請大学の判断により、地方公共団体の関係者が同席し意見を述べることを可能とする方向で検討したい。
広域連合見解	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、法定受託先の範囲を広域連合も含めるよう拡大していただきたい。広域連合も法定受託先とするよう適化法を見直したうえ、選定事務等を広域連合に移譲するよう求める。 ○ また、提案は、今後実施される地域人材育成に関わる補助事業も含めての提案であるが、人材教育プログラム構築事業もその趣旨として、「地域が求める人材を養成するための教育改革を実行し、若者の地元定着と地域活性化を推進するもの」とあり、全国的な視点ではなく、まさに地方の視点から選定すべきものであると考えている。 ○ 今後、地方公共団体が意見を述べる事を可能とする方向で検討したいとされているが、関西の経済圏等は、それぞれの行政区域を越え、関西全体に広がっていることから圏域単位での選定が不可欠であるため、圏域の特性や実情を踏まえた選定等が可能となるよう、関西広域連合への事務権限の移譲について再度検討をお願いしたい。
府省2次回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域人材育成に関わる補助事業全般については、個々の事業の判断によることとなるため、統一的な見解を示すことは困難である。 ○ 今般のご提案において具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の選定においては、対象地域等のバランスに偏りがないように全国の大学から一元的に公平・公正に審査を行うことが必要であるため、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできない。 ○ また、今回のご提案の趣旨を踏まえ、選定プロセスにおいて行う面接審査の際に、申請大学の判断により、関係する地方公共団体の関係者が説明者として同席し意見を述べることを可能とした。

3 今後のスケジュール

- 10月上旬～11月中旬 ○内閣府と関係府省との最終調整
- 11月中旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会において対応方針案を了承
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）